


～男女共同参画であなたもわたしもハッピーに～  
ウィズレター

2023年  
3月  
53号

発行 市川市 総務部 多様性社会推進課  
市川市市川 1-24-2 電話 047-322-6700

市川市男女共同参画センター **ウィズ** 

男女共同参画センター（愛称 ウィズ）は、性別にかかわらず対等な立場であらゆる活動に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設です。

愛称の“ウィズ”は、男女ともに、老いも若きもともにという意味が込められています。

**女性の政治参画の障壁となる「ハラスメント」**

ウィズレター46号（令和3年6月発行）では、「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」を紹介しました。

今号では女性の政治参画への障壁の1つである、政治分野におけるハラスメントについて紹介します。

内閣府は全国の地方議会議員を対象に、議員活動や選挙活動中に、有権者や議員等から実際に受けたまたは見聞きしたハラスメント事例を収集し、その結果を基に教材を作成しました。

（内閣府 HP: [https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya\\_harassment.html](https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_harassment.html)）

その中には、事例として有権者からのセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントも含まれています。政治分野におけるハラスメントは議員間のものだけでなく、有権者をはじめ、様々な立場の方が関わってきます。以下、内閣府作成によるハラスメント防止研修教材より、内容の一部をご紹介します。

○本人の承諾なく、継続的に監視したり、写真撮影をしたりすること。

○優越的な関係を背景に、アルコールを強要すること。

○本人の意に反して、手や背中に接触したり、抱き着いたりする行為。

○候補者と有権者という関係を背景に、本人の意に反して電話番号などの個人情報や執拗に聞く行為や、個人の人格や尊厳を侵害する暴言といった行為。

※上述の行為は全てハラスメントに当たり得る事例です。同行為が必ずハラスメントとなるわけではありません。

## パワーハラスメントハラスメントとは

ハラスメントの事例を紹介したところですが、ここで改めてパワーハラスメントの内容を確認してみましょう。

パワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③本人の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいいます。

(1)身体的な攻撃  
暴行・傷害

(2)精神的な攻撃  
脅迫・名誉棄損・侮辱・  
ひどい暴言

(3)人間関係の切り離し  
隔離・仲間外し・無視

(4)過大な要求  
業務上明らかに不要なことや遂行不  
可能なことの強制・仕事の妨害

(5)過小な要求  
業務上の合理性なく能力や経験とか  
け離れた程度の低い仕事を命じること  
や仕事を与えないこと

(6)個の侵害  
私的なことに過度に立ち入ること



その他の事例や詳細については、内閣府 HP よりご確認ください。

出典：「政治分野におけるハラスメント防止研修教材パンフレット」（内閣府）  
([https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/seijibunya\\_pamphlet.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/seijibunya_pamphlet.pdf))

## 学ぼう！セクシャルマイリティ

51号に続き、社会の取組を紹介します。

### 【企業（社内制度）】

同性パートナーを異性の配偶者と同等に扱い、  
住居手当や休暇制度などの制度を  
受けられる企業が増えています。



市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度では、届出があった方に対し、企業等への提出を想定した「届出事項証明書」の発行申請を受け付けています。是非ご利用ください。